慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	公共團體即ち國家の本質に關する二三の考察
Sub Title	公共團體即國家の本質に關する二三の考察
Author	山崎, 又次郎 (Yamazaki, Matajirō)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1923
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.2, No.3 (1923. 12) ,p.111- 172
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19231228-0111

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

公共團體即ち國家の本質に關する二三の考察

山崎又次郎

私は、既に、本誌前號に於て、公共團體即ち國家の概念が、時及び場所に從つて、自ら相違して居ると云ふことを説明した。即ち、古代希臘の都市國家に對する概念は、自ら、羅馬の都市的「世界的帝國」に對するそれと異なり、更に、又、此等二者の概念は、自ら、近世の、最も複雜したる民族的國家の概念と異なつて居るのである。而して、此等の概念が異なつて居るに從つて、政治的權力の性質、及び其發動の形式も亦、必ずしも、具體的に、同一ではないのである。乍併、斯の如き具體的差異を比較考察して、茲に、初めて、私共は科學的に、公共團體即ち國家の本質(Wesen)を抽象することが出來るのである。

一、領土に關する考察

今日、我國に於ける、一般の公法學者が公共團體即ち國家の本質を論ずるに當つて、何れも皆、先づ第一に、「國家ハ一定ノ領土ヲ有ス」とか、或は又、「國家ハ領土的團體

ナリ」とか言つて居る。此「國家」なる意味が、私の所謂、近世國家、即ち stato: state: état: Staat の意味なれば、私は、又、何も言ふ必要はない。それにしても、唯、獨斷的に、「國家」と云ふものは「一定ノ領土」を有するもの、一言にして云へば、「領土的團體」であると言ふことは、如何なるものであらうか。

(1) 近世國家に對しては、一般に stato: state: état: Staat なる言葉が用ゐられて居るが、乍併此等の言葉其者に於ては、何等、特別なる意味を有して居ないで、イェリネックの所謂「全ク無色ナル言葉」であると云ふことは、既に述べた所である。

蓋し、近世國家なるものは、私が既に述べた樣に、公共團體即ち國家の發達の順程に於ける一現象に過ぎないのである。而して、それが偶、領土的觀念を具備したのである。古代に於ては、公共團體即ち國家の基礎は領土的關係ではなくして、血族的關係であつた。換言すれば、氏族的或は種族的觀念であつたのである。殊に、歐洲諸國に於ては、此氏族的或は種族的觀念が、久しい間、存續して、近世國家の發達を阻害したる結果、今日に於ける領土的觀念――其素因は既に封建制度に於て存在したのであるが――の發達したるは、極めて、近世の事に屬するのである(2)。勿論、古

代の公共團體即ち國家に於ても亦、若し領土――定住すべき土地がなかつたならば、終に、滅亡するの外なかつたかも知れない。否、少くとも、永續することが出來なかつたであらう。若しテミストクレス麾下の亞典人が彼等の都市を奪還せなかつたならば、亞典の都市國家は、彼等の兵船と共に、サラミスの海中に沒してしまつてあつたかも知れない。若し羅馬人が其都市を燒き拂つて、ヴェイイに移住してあつたならば、羅馬の國家なるものは滅亡してあつたかも知れない。又、若し、羅馬帝國に殺到したるチュートン民族間に於て、編成せられた所の戰隊が一定の土地に定住して居なかつたならば、私共が、今日、見るが如き民族的國家は發達して居なかつたかも知れない。乍併、古代の公共團體即ち國家に於ては、確に、領土的觀念なるものは存在して居なかつた。それは、近世國家に於て、初めて、而も極めて徐々に發達したのである。近世國家に於ては、領土的占有は其最も重要なる基礎と爲り、而して、領土的主權の觀念は現代政治的思想に於て、牢乎として拔くべからざるものと爲つて居るのである。之が、今日、一般の公法學者が近世國家の本質を論ずるに當つて、何れも皆、先づ第一に、領土なるものを摘出する所以である(3)。

(2) Maine, H., Ancient Law, chap. iv.

(3) ゲオルグ、イェリネックの說に從へば近世公法學者にして、初めて、國家(Staat)を「一定ノ領土ヲ有スル」公共團體(eine bürgerliche Gesellschaft „mit einem bestimmten Landbezirk")であると定義したる者は、クリューバー(Klüber, Oeffentl. R. des teutschen Bundes, 1. Aufl. 1817, § 1.)である(Das Recht des modernen Staates, Bd. I. (2. Aufl.), S. 382.)。

而も、領土の廣袤に就いては、古來、實際上に於ても、又、學說上に於ても、一定の限界がないのである。實際上に於ては、公共團體即ち國家の廣袤は、古代希臘の都市國家及び、羅馬の「世界的帝國」、中世期に於ける幾多の小王國及び小共和國——更に、幾多の、獨立の存在を有して居つた所の都市及び村落から、近世の民族的國家に至るまで、實に、千差萬別である。否、今日に於ても、猶ほ且つ、一方に於ては、僅に、百方哩にも達せないモナコ及びリヒテンシュタインの如き、小公國があるかと思へば、又、他方に於ては、數百萬方哩なる英帝國、支那共和國及び北米合衆國があるのである。之に關する學說に於ても亦、所謂「小國主義」(Small Power system)を執るものと、「大國主義」(Great Power system)を執るものとがある。一般に、交通機關も發達せず、又、地方自治及び代議制度も採用せられなかつた所の古代に於ては、小國主義を執つたもの

は、民主制度を維持することが出來たけれども、大國主義を執つたものは、勢、專制々度を擁立せなければならなかつたのである。希臘の都市國家は前者の例であつて、羅馬の「世界的帝國」は後者の例である。蓋し、公共團體即ち國家の政治的權力は、他の點にして考慮せられなければ、其領土の廣袤と反比例すべきものである(5)。從つて、領土の廣袤は――勿論、政治的生活を爲すことが出來ない程、狹小であつてはならないが――餘りに、過大に失してはならない。あの奈翁さへ「大帝國ハ冒弱ニテ滅ブ」と嘆じたことがある。そこで、古代に於てはアリストテレス(6)、近世に於てはルソー(7)が、公共團體即ち國家の存立し得る程度に於て、小國主義を執つたのも亦、之が爲である。東洋に於ても亦、孟子の如きは、彼の道德的及び倫理的見解からして、此主義を執つたのである(8)。而して、大國主義は、十七世紀以後に於ける、中央集權的王朝の勃興と共に、一般に採用せられたものである(9)。のみならず、近世科學の發達が交通機關の革新を喚起し、又、近世國家に於て、民主的勢力の增進と共に、地方自治及び代議制度が採用せられるに至つて、比較的廣汎なる領土に於ても亦、民主政治の可能なることが證明せられた。從つて、自由主義或は民主々義の學者及び

政治家でも大國主義を執るに至つたのである。ブルンチュリの如きは、領土の廣袤は「歴史的事件(geschichtliche Vorgänge)に依つて決定せらるべきものであつて、成る程、古代及び中世期に於ては、幾多の小國が大國の間に介在して居つたけれども、近世に於ては、交通機關の改善、商工業の發達、武器の改良、及び財源の增殖――一言にして云へば、近世文明の發達、及び民族的精神の覺醒に依つて、更に、廣汎なる領土的基礎を必要とするに至つたと言つて、大國は必ずしも强大ではないと云ふ留保の下に、兎に角、大國主義を認めた[10]。アリグザーンダ・ハミルタンの如きも亦、廣大なる領土は、寧ろ、人民の自然的勢力と爲るものであつて、領土が大なれば、大なる程、それだけ、人民が、暴政を施かんとする所の政府に對して、抗爭することが容易であるが、之に反して、領土が小なれば、小なる程、それだけ、彼等が、着々として、組織的に、之に反抗することが困難であると言つて居る[11]。又、ブライスが、「民族主義ノ勝利ハ完成シタリ――西部及ビ中央歐羅巴ヲ通ジテ、小國ハ滅ビ、大國ハ人種上及ビ言語上ニ於テ、其自然的境界ニ達シタリ[12]」と云つて、「神聖羅馬帝國」(The Holy Roman Empire)を著したる當時に於ては、彼は、民族主義の勝利を謳歌したる一方に於て、確に、大國主義

をも是認して居つた樣である[13]。乍併、大國主義なるものは、元來、中央集權的王朝と共に、勃興したものである。今や、歐洲大戰の結果、獨、墺、露の三大王朝が崩潰して、民主的民族的思潮は沛然として、橫溢して居る。だから、今日の時代に於ては、領土の廣袤よりも、寧ろ民族の結合を以て主とする所の、新しい政治的團體、即ち眞の民族的國家が勃興しつゝあるのである[14]。

(4) ナルヤチョは、之に對して、Kleinstaaterei なる言葉を用ゐて居る (Lehre vom modernen Staat, Bd. I. (6. Aufl.), S. 474)。

(5) Giddings, F. H., Democracy and Empire, p. 11.

(6) Politics, VII., 4. § 6.

(7) "Il y a dans tout corps politique un maximum de force qu'il ne sauroit passer, et duquel souvent il s'éloigne à force de s'agrandir. Plus le lien social s'étend, plus il se relâche; et en général un petit État est proportionnellement plus fort qu'un grand."—Du contrat social, liv. ii., chap. ix.

乍併、ルソーは、當時、佛蘭西の强大なる中央集權的王朝の欠點のみを見て、近世國家に於て、發達した所の地方自治及び代議制度なるものに想到せなかつた。否、彼に於ては、當然、之を無視したのである。

(8) 「孟子曰、以力假仁者霸、霸必有大國、以德行仁者王、王不待大、湯以七十里、文王以百里」——孟子(汲古閣版三下、公孫丑上、一右。

(9) Wells, H. G., The Outline of History, bk. viii.

(10) Lehre vom modernen Staat, Bd. I. (6 Aufl.), Beh. III, Kap. IV.

(11) The Federalist, No. 28; No. 63.

(12) The Holy Roman Empire (7. ed., 1880), pp. 443-44.

(13) Marriott, J. A. R., Big States and Small Nations, Fortnightly Review (March 1, 1915), pp. 382-93.—ブライスは"其後"近世國家の發達を觀察して"大國の橫暴"小國のそこに對する屈從を"ふ"最も顯著なる現象を慨嘆した。そこで"彼は其近著「近世民主政治」(Modern Democracies, 1921)に於て"小國の民主政治に對する功績を特筆大書して"以下の樣に書つて居る。"It was in small communities that Democracy first arose: it was from them that the theories of its first literary prophets and apostles were derived: it is in them that the wey in which the real will of the people tells upon the working of government can best be studied, because most of the questions which come before the people are within their own knowledge. The industrial and commercial forces which draw men together into large aggregations seem to forbid the hope that small self-governing units may reappear within any period to which we can look forward. Yet who can tell what may come to pass in the course of countless years? War and the fear of war were the chief causes which destroyed the little States. If the fear of war could be eliminated there might be some chance of their return."—Vol. II, p. 489.

(14) Leacock, S, Elements of Political Science (1921), pp. 44, 45.

のみならず"最近"數十年間に於ける大工業の發達は"人口の工業國集中を來すべき傾向を生じた。例へば"白耳義の如き工業國は"小國なるにも拘らず"世界中に於

て、最も人口稠密したる國の一である。更に又、戰前に於ける獨逸帝國の發達を見ると、最も能く此傾向を覗ふことが出來るのである(15)。元來、獨逸は歐洲に於ける移民國の部類に屬した。乍併、獨逸帝國の政治的確立、及び大工業の發達と共に、移民は逐年、減少して、千八百八十三年に、約十七萬三千の移民を出したが、九十八年以後に於て、僅に、其八分の一内外に過ぎない樣に爲つた。斯の如くにして、戰前、六千六百萬の獨逸國民は、優に、其本國に於て生活し、而して、何等の不足をも感せなかつたのみならず、千九百十一年の如きは、約百萬の外國勞働者を收容した程、大に、勞力の欠乏を感じて居つた位である。だから、人口の激增が領土の欠乏を誘致し、領土の欠乏が、又、植民的發展を喚起すると云ふことは、皮相の見解であつて、それは、愛耳蘭の如き不毛の地、伊太利の如き近代的工業の發達せない所に於ては、いざ知らず、苟しくも、近世工業國に於ては、到底、原則として肯定することの出來ない議論である(16)。領土擴張熱の如きは、既に、述べた樣に、近世國家を構成して居る所の少數部分、即ち、軍閥及び官僚、資本家及び企業家の煽動に因るものと斷せざるを得ないのである。近世國家が、將來、頻繁に遭著すべき問題は、領土問題よりも、寧ろ、勞働問題

或は社會問題でなければならない。

(15) Bülow, Fürst v., Deutsche Politik (1916), S. 14-16.

(16) Mill, J. S., Principles of Political Economy, bk. v., chap. xi, § 14.

要するに、公共團體即ち國家の領土的觀念は、先づ、封建制度に原因し、而して、幾多の近世國家が併立して、初めて生じたるもので、それが偶、中央集權的王朝の隆盛と共に、非常に、誇張せられたのである。ボダンが主權論を唱へたのも(17)、又、グロチウスが國際法を編み出したのも(18)、其論旨こそ異なつて居るが、孰れも皆、近世國家に於て、初めて發達した所の領土的觀念に、基いたのである。以來、一般の公法學者は、殆ど總て、公共團體即ち國家の領土なるものを摘出して、之を彼等の國家的概念の主要なるものと認めて居る。乍併、單に、領土と云つて、一定の限界がない。又、あり得べきものではない。そこに、往々、矛盾と撞著とが起るのである。殊に、公共團體即ち國家の根本的要素たる主權を論ずるに當つて、さうである(19)。勿論、領土的觀念は、近世國家に於ける唯一の特徴である。乍併、一定の領土を以て、公共團體即ち國家の要素とすることは、唯、近世國家にのみ當て嵌るけれども、古今を通じて、總ての

公共團體即ち國家に當て嵌らないであらう。古代希臘及び羅馬の公共團體即ち國家は市民の團體であつた。否、近世國家の建設者たるチュートン民族に於てさへ、彼等が最初に懷抱して居つた所の國家的概念は、一定の領土を有して居ない戰隊(war-band)であつたのである。斯の如く、此等の公共團體即ち國家に於ては、既に述べた樣に、若し領土なるものがなかつたならば、彼等は、必ず永續して居なかつたかも知れないが、乍併、概念上に於ては、實際、領土的觀念の如きものはなかつたのである。蓋し、公共團體即ち國家と領土との關係は、丁度、私共の身體と空氣との關係の樣なものではなからうか。私共は空氣を呼吸して生存して居る。若し空氣がなければ、私共は生存することが出來ないけれども、乍併、空氣其者は私共の身體の構成分子ではない。同樣にして、若し領土がなければ、公共團體即ち國家は永續することが出來ないけれども、乍併、領土其者は――少くとも概念上に於て――公共團體即ち國家の要素ではないのである[20]。それは、ブルンチュリが言つた樣に、全く、歷史的發達の結果、領土なるものが偶、公共團體即ち國家の構成上、重要なる地位を占めたのであつて、公共團體即ち國家の「合理的存在」(rechtliche Existenz)の上に於ては、寧

ろ第二義のものである[21]。其他斯の如く、合理的に解釋する學者は、或は公共團體即ち國家と云ふものは「概ネ」(generally) 一定の領土を占有するものであると言ひ[22]、或は又、其領土的關係を以て、「第二義」(secondary meaning) であると言つて居る[23]。強ひて言へば、公共團體即ち國家なるものは、所謂、「自然的境界」(les limites naturelles) と一致せなければならない。此自然的境界は、公共團體即ち國家の基礎たるべき共通的利益及び同種的意識を發達せしめるものであつて――之と一致せなければならないと云ふことは、要するに、今日の時代に於ては、公共團體即ち國家が民族を以て基礎とすることである。即ち、古代希臘及び羅馬に於ける市民の團體、又、羅馬帝國に侵入した所のチュートン民族間に於ける戰隊が、何れも、當時の公共團體即ち國家であつた樣に、近世國家も亦、政治的組織を有する所の民族的團體でなければならない。是が、今日に於て、到達し得べき最高の政治的團體 (body politic) である。而して、大民族は、勢、大地域を占めることに爲るけれども、地方自治及び代議制度に依つて、民主政治或は民主的政治を行ふことが出來るのである。小民族も亦、夫々、小地域を有して、大民族の間に介在して、存立せなければならない。即ち、此等の大小各

種の民族が、夫々、政治的團體を組織して、地球上に於て、合理的に共存して行かなければならないのである。幸にして、今回の歐洲大戰の結果、世界の趨勢が、益々斯の如き理想の實現に向つて、進展しつゝあるのであるが、此問題に就いては、又、別に說明することにせう。

(17) Pollock, F., History of the Science of Politics, chap. iv., § 2.

(18) Maine, H., Ancient Law, p. 112; Willoughby, W. W., The Nature of the State, pp. 191, 192.

(19) Lansing, R., Notes on Sovereignty. Pamphlet Series of the Carnegie Endowment for International Peace (Division of Intern. Law), No. 38, pp. 4, 5.

ランシングは、「一定の領土(a fixed territorial abode)のみならず、多數の人民(a large number of persons)をも、國家(state ―― 彼が茲に用ゐて居る言葉は單に近世國家を意味せないで、私の所謂、「公共團體即ち國家」を云ふ意味に解して然るべきであらう)の概念中に包含せしめることは、思想の混亂を來すものであると、看做して居る。乍併、此點に就いては、次項、「人民に關する考察」に於て論究せう。

(20) Willoughby, W. W., and Rogers, L., An Introduction to the Problem of Government (1922), pp. 13, 14.

(21) Lehre vom modernen Staat, Bd. I. (6 Aufl.), S. 271.

(22) Holland, J. E., Elements of Jurisprudence (10. ed., 1906), p. 44.

(23) Woolsey, J. D., Political Science, p. 144.

二、人民に關する考察

公共團體即ち國家が人民(24)の團體であると云ふことは、前述の領土的觀念と異なつて、古代から存在して居る所の觀念である。あの原始的なる種族的團體に於ける血族的團體、希臘の πόλις 及び羅馬の civitas に於ける市民の團體、封建制度に於ける氏族的或は種族的團體――此意味に於て、封建制度は、希臘及び羅馬の時代よりも、政治的に退歩したるものである――及び、近世國家に於ける、極めて複雜なる形式を取つて、發達した所の民族的團體、此等の政治的團體、換言すれば、公共團體即ち國家は、何れも、人民の團體である。蓋し、私共の身體が幾多の細胞に依つて、構成せられて居る樣に、公共團體即ち國家も亦、多數の人民に依つて、構成せられて居るのである。細胞がなければ、身體其者がない樣に、人民がなければ、公共團體即ち國家其者はないのである。だから、私共の政治的考察は、是非とも、之を以て、基調とせなければならない。公共團體即ち國家の根本的要素たる主權の觀念に就いても亦、或は古代希臘語の αὐτοκράτης 及び κύριος、羅典語の maiestas, potestas 及び imperium 或は近世に於ける佛蘭西語の souveraineté、英語の sovereignty 及び獨逸語の Staatsgewalt (Souveränität)

と云つた樣に、其名稱及び觀念が、時代に從つて、夫々異なつて居るけれども、要するに、政治的團體の存在を、初めて可能ならしめる所の權力は、元來、人民の團體を對照とすべきものであつて、領土を對照とすべきものではない。所謂「領土的主權」の觀念の如きは、此主權の觀念と、土地に對する私有財產權の觀念との混同したる結果であつて、封建制度に於て、初めて萠芽し、近世國家の發達と共に、西洋諸國に於ては、極めて、徐々に發達したのである。だから、公法學者は、往々にして、領土的主權(dominium, territorial sovereignty) に對して、在來の主權を「對人的或ハ政治的主權」(imperium, personal or political sovereignty) と言ひ(25)、又、領土的主權を以て、「對人的主權ノ反影」(ein Reflex der Personenherrschaft) たるに過ぎないものであると看做して居る(26)。私が、以下に於て、單に、主權なる言葉を用ゐる場合には、それは對人的或は政治的主權の意味である。

(24) 人民とは、政治的團體を構成して居る者の總稱であつて、英語の people 佛蘭西語の peuple 及び獨逸語の Volk である。就中、獨逸語の Volk は、全く政治的意味を有して、人民のみならず、往々、國家 (Staat) と同樣の意味に用ゐられることがある。而して、人民にして、能動的に、政治に關與する者を市民或は公民 (citizen, citoyen, Bürger) と謂ひ、又受動的で

あつて、直接、政治に關與せない者を臣民(subject, sujet, Untertan)と謂ふのである。但し、君主國に於ては、人民を、一般に、臣民と云つて居る。

(25) Oppenheim, L., International Law, Vol 1. (3. ed, 1920), p. 206.

(26) Jellinek, G., Das Recht des modernen Staates, Bd. I. (2. Aufl.), S. 388.

斯の如く、公共團體即ち國家の基礎は人民の團體であるが、乍併、人民の數に就いては、領土の廣袤の樣に、一定の標準がないのである。否、斯の如き標準は、之を決定することも出來なければ、又、假令、之を決定しても、それは殆ど無益であらう。此意味に於て、ランシングは、人民の數を決定することが、却つて、思想の混亂を來すものであると看做したのではなからうか。一般に古代から中世期を經て、近世民族的國家の勃興するに至るまでは、幾多の小王國或は小共和國、或は、獨立の存在を有して居つた所の都市及び村落が、互に、併立して居つた。あの希臘都市國家の如きは、アリストテレスの言に據れば(27)、凡そ十人以上、十萬人以下であつた。唯、茲に、一の例外は――其人民の數を算定することが出來る範圍內に於て――羅馬帝國である。クローマーは、英帝國の面積及び人口に比較して、ヰラヤヌス時代に於ける羅馬帝國が二百五十萬方哩の面積に於て、人口、約一億であつたであらうと言つて居る(28)。

そこで、近世國家に於ては、既に述べたるが如く、軍國主義の勃興は、從來の氏族的或は種族的觀念を打破して、出來るだけ、多數の人民を糾合せんとした[29]。それは、今日、外國歸化 (expatriation) の認可が、一般に、兵役義務の遂行を以て、其條件として居ることに據つても亦、明白である。のみならず、產業革命の結果、發達した所の大工業組織は人口の工業國集中の傾向を誘致したのである。斯の如くにして、大多數の人民を包容すると云ふことが、一般に、近世國家に於ける顯著なる現象である。勿論、今日に於ても、猶ほ、モナコ及びリヒテンシュタイン、或はサン・マリーノの如き、僅に、一二萬に過ぎざる人口を有して居るものもないではないが、乍併、現代の文明に於て、最も重要なる地位を占めて居る所の諸國は、何れも皆、大多數の人口を有して居るのである。英帝國の如きは、今日に於て、實に四億以上に達して居る。從つて、近世の公法學者は、概ね、近世國家が大多數の人民を必要とすることを認めるに至つたのである。ブルンチュリの如きは、近世國家の政治的任務が民力の充實を要求し、且つ大國主義が小國の獨立及び自由を脅すに至つたと云ふことを理由として、ルソーの一萬人說では、不十分であると看做して居る[30]。乍併、此問題に就いては、

未だ、誰しも、具體的に定數を上げて居ない。或學者は「比較的多數」(a considerable number) と言ひ[32]、又、或學者は「大多數」(a multitude) と言つて、此邊、甚だ漠然として居るのである。そこで、私は、バーヂスの樣に、「人類ノ一部分」(a portion of mankind)[33] と云ふ言葉を用ゐた方が、寧ろ、妥當ではなからうかと思ふのである。而して、人類の一部分が統一的にして、組織的なる團體を形成するに至つて、初めて、公共團體即ち國家は發生するのである。

(27) Nicomachean Ethics, IX, 10, § 3.
(28) Cromer, Lord, Ancient and Modern Imperialism.
(29) Jenks, E., History of Politics (4. ed., 1906), p. 75.
(30) Lehre vom modernen Staat, Bd. I. (6. Aufl.), S. 15.
(31) Austin, J., Lectures on Jurisprudence (5. ed., 1885), p. 231.
(32) Burgess, J. W., Political Science and Constitutional Law, Vol. I., p. 51.

此「人類ノ一部分」と云ふ言葉は、勿論、歷史的發達と共に、自ら、其觀念を異にするのである。古代及び中世期の時代に於ては、それは種族的或は氏族的團體であつた、而して、近世に於ては、王朝の勃興が、從來の種族的或は氏族的團體を縱斷して、將來、

政治團體の基礎と爲るべき民族的結合の前提と爲り、而して、十八世紀の末葉、勃發した所の佛蘭西革命が王朝に對して、民主々義を高調せしめ、惹いて、民族主義を喚起したる結果、それは民族的團體と爲つたのである。今日に於ても亦、此民族的結合を以て、基調とするものと、露西亞過激派 (Bolsheviki) の如き、一部の國際社會主義者 (International) の樣に、民族的結合を打破して、彼等の所謂、「國際主義」(Internationalism) を實現せんとするものとの二大潮流があるけれども、之に就いては後に論ずることにする。兎に角、今日、私共の政治的經驗に於て、統一的にして、組織的なる團體としての民族を以て、到達し得べき最高の政治的團體とせなければならないのである。蓋し、近世民族的國家は、既に述べたるが如き紆餘曲折を經て、今や、眞の民族的國家たらんとして居る。改造の時期は、方に到來した。是は、私共、人類の權力的意識に對して、覺醒した所の法律的意識の賜物である。殊に、最近、條約上に於ける義務以上の軍備擴張、又、一般に、國際法の違犯に對して、非難の聲が高く爲つたこと、及び、今回の歐洲大戰に於て、「同盟及聯合國」(the Allied and Associated Powers) の中歐同盟國に對して干戈を執つた目的が、各國民——殊に小國民の自由及び獨立の爲に、必要な

る保障を得んとしたるに外ならなかつたこと、此等の事實に徵しても亦、如何に、人類の法律的意識が覺醒して來たかを窺知することが出來るであらう。のみならず、千九百十九年の巴里平和會議に於て、初めて、組織せられた所の國際聯盟（League of Nations）は、不完全ながらも、斯の如き一般的傾向を實現するに至つたのである。而して、此國際聯盟の目的とする所は、要するに、國際的平和の維持及び國際的協力の促進に在つて、之が爲に、締盟國をして「戰爭ニ訴ヘサルノ義務」を受諾せしめ、「各國間ニ於ケル公明正大ナル關係」を規律せしめ、各國政府間の行爲を律すべき「現實ノ規準トシテ國際法ノ原則」を確立せしめ、而して、「組織アル人民ノ相互ノ交渉」に於て、「正義」を保持せしめ、且つ「一切ノ條約上ノ義務」を嚴守せしめるのである(33)。即ち、國際聯盟なるものは、各民族的國家及び其政府の行動を法律的に規律し、而して、苟しくも「組織アル人民」たる以上は、如何なる小國民でも、之に對して、正義人道を以て取扱はんとするものである。國際聯盟が、其保護の下、從來、獨逸及び土耳其の配下に在つた所の、未だ政治的に自立することの出來ない民族に對して、委任統治の制度（system of mandates）を設けたことも亦、國際法上に於て、全く新しい原則である(34)。之

と關聯して、「同盟及聯合國」或は「同盟國」、又は「主タル同盟及聯合國」(the Principal Allied and Associated Powers) 或は「主タル同盟國」(the Principal Allied Powers)[35]が、戰敗國たる獨逸、墺地利、匈牙利、勃爾牙利及び土耳其と、更に又、此等の諸國の土崩瓦解したる跡に於て、建設せられた所の新興國、及び羅馬尼亞と、夫々、締結したる平和諸條約は、何れも皆「少數民族ノ保護」(Protection of Minorities)[36]と云ふ條項の下に、此等の諸國に於ける少數民族の政治的地位を保障して居るのである。兎に角、斯の如くにして、弱小なる民族も亦、强大なる民族の間に介在して、其堵に安んずることが出來るのである。所謂、民族の合理的共存の理想は、漸く、實現せられんとするに至つたのである。

(33) The Covenant of the League of Nations, Preamble.

(34) Ib., Art. 22.

(35) 今回の歐洲大戰に關する平和諸條約に於ては、亞米利加合衆國、英帝國、佛蘭西、伊太利及び日本を以て、「主タル同盟及聯合國」とし、而して、此等の諸國に、白耳義、ポリヴイア、伯剌西爾、支那、玖馬、エクアドル、希臘、グアテマラ、ハイチ、ヘヂアーズ、ホンヂュラス、リベリア、ニカラグア、巴奈馬、秘露、波蘭、葡萄牙、羅馬尼亞、セルブ・クロアート・スロヴエーヌ國、暹羅、チエッコ・スロヴアキア及びウルグアイの諸國を加へて、總括的に、「同盟及聯合國」として居る。但し、亞米利加合衆國は此等の條約の何れをも批准せなかつた。

英佛露獨墺土平和條約(セーヴル條約)に於ては唯英帝國佛國伊太利及び日本を以て「主メル同盟國」とし而して此等の諸國ヴァルスニア白耳義希臘ルーマニア波蘭葡萄牙羅馬尼亞セルブ・クロアート・スロヴェーヌ國及びチェコ・スロヴァキアの諸國とを總括して「同盟國」として居る。

(36) Treaty of Peace between the Principal Allied and Associated Powers and Poland, signed at Versailles on June 28, 1919; Treaty between the Principal Allied and Associated Powers and Czecho-Slovakia, signed at. St. Germain-en-Laye on September 10, 1919; Treaty between the Principal Allied and Associated Powers and the Serb-Croat-Slovene State, signed at St. Germain-en-Laye on September 10, 1919; Treaty between the Allied and Associated Powers and Roumania, signed at Paris on December 9, 1919; Treaty of Peace between the Allied and Associated Powers and Austria, signed at St Germaint-en-Laye on September 10, 1919; Treaty of Peace between the Allied and Associated Powers and Hungary, signed at Versailles on June 4, 1920; Treaty of Peace between the Allied and Associated Powers and Bulgaria, signed at Neuilly-sur-Seine on November 27, 1919; Treaty of Peace between the Allied Powers and Turkey, signed at Sèvres on August 10, 1920.

但し獨墺(セーヴル)條約は今日有名無實と爲つて居る。對獨平和條約に於ては其第八十六條及び第九十三條に於て少數民族保護の規定がある。

一般に少數民族の保護に關する限り波蘭との條約は他の諸條約の基礎を爲つた (Temperley, E., A History of the Peace Conference of Paris (1921), Vol. V., p. 143)。

三、主權に關する考察

公共團體即ち國家が主權を有すると云ふこと、換言すれば、公共團體即ち國家が、或種の權力の下に、統一せられ、且つ組織せられて居ると云ふことは、其政治的生活を營む上に於て、極めて重要なることである。殊に、近世に於て、ボダンが、初めて、主權論なるものを唱へ出して以來、主權の觀念は政治學上に於ける集點と爲つた。而して、近世公法學者は、何れも皆、彼に倣つて、主權を souveraineté, sovereignty 或は Souveränität(37)と呼んで居る。近世公法學者の所謂主權の觀念に就いては、又、別に論述することゝして、こゝでは、單に、主權の一般的考察に止めて置く。

(37) 獨逸語の Souveränität (Souveränetät) は、佛蘭西語の souveraineté から來た言葉であつて、純粹の獨逸語に於ては、之に相當する言葉がない。普通、之に對して、Staatsgewalt なる言葉が用ゐられて居るけれども、それは、聊か當らない。何故なれば、Staatsgewalt なる言葉には「權力」(puissance) と云ふ意味があるけれども、必ずしも「絕對的」(absolu) と云ふ意味がないからである。だから獨逸語を以て、佛蘭西語の souveraineté の意味を、完全に云ひ表さんには、Staatshoheit und Staatsgewalt と云はなければならないのである。

蓋し、主權は、公共團體即ち國家の最も重要なる要素であつて、之がなければ、公共團體即ち國家其者も亦存在せないのである。此點に於て、公共團體即ち國家と、社

會、其他の人類の團體及び組合との區別があるのである。既に、述べた樣に、社會には、必ず規律なるものがあつて、之に依つて、社會が統一せられ、且つ組織せられて居るのであるが、それは、理性に基いた所の道德的規律に過ぎない。社會には、毫も、之を强制する所の權力がないのである。私は之を理性的或は道德的關係と云つた。其他の人類の團體及び組合に於ても亦、同樣である。乍併、唯、公共團體即ち國家に於てのみ、斯の如き規律を强制執行する所の權力があつて、而して、人類の社會的生活を、最も、有效に遂行せしめるのである。私は、此權力、及び之に對する服從の關係を以て、政治的關係であると云つた。而して、此權力に依つて、强制執行せられる所の社會的規律は、要するに、法律である。それは、習慣即ち不文法たると、成文法たることを問はない。そこで、政治的關係とは、換言すれば、斯の如き法律があつて、而して、之を遵守すると云ふ關係に外ならないのである。私が、政治的關係とは、即ち、廣汎なる意味に於ける法律的關係であると言つたのも亦、此意味である。丁度、人あれば、必ず社會あり、社會あれば、必ず規律がある樣に、公共團體即ち國家あれば、必ず主權あり、主權あれば、必ず、何等かの形式に於て法律があるのである。

然らば、斯の如く、公共團體即ち國家に於て、最も重要なる要素と爲つて居る所の主權とは、如何なるものであるか。蓋し、主權とは、人類の社會的生活をして、可能ならしめる社會的規律を强制執行する所の物質的勢力(physical force)である——唯、社會的規律を强制執行する所の物質的勢力を以て、私は主權であると謂ひたい。而も、主權は、現實に(really or actually)、斯の如き社會的規律を强制執行するものであるからして、換言すれば、現實に、公共團體即ち國家を構成して居る所の、總ての個人に對して、之に服從することを强要するものであるからして、此意味に於て、公共團體即ち國家に於ける最高の權力(κύριον; suprema potestas, supremitas; supreme power)である。而して、此權力に依つて、强制執行せられる所の社會的規律が法律であつて、此權力を具備して居る所の個人、或は個人の團體は、之を主權者と謂ふのである。

政治學上に於ける主權論は、丁度、經濟學上に於ける價値論の樣に、非常に、議論のある問題である。實際、主權の觀念程、政治學上に於て思想の混亂を來し、獨斷說の行はれたるものはない。今、其歷史的考察は、後に讓ることゝして、近世公法學者のみに就いて見ても、色々と、其說が別れて居るのである。此等の學說は、大體に於て、

權力を以て主權とするものと、權利を以て主權とするものとに二分することが出來る。第一の說は、マキアヴェリに依つて、實際的に主張せられ[38]、ボダンに依つて、論理的に、初めて、學說としての體系を付與せられて[39]、而して、近世政治的思想の根柢を爲つたのである。又、第二の說は、アルツシウスに依つて、唱道せられ[40]、而して、グロチウスに依つて、更に、廣汎なる範圍に適用せられた——國際法なるものは、斯の如くにして、編み出されたのである[41]。而して、此學說は所謂「自然法」(jus naturæ)を前提とするものであつて、十八世紀の末葉から十九世紀に懸けて、非常なる勢力を及ぼしたのであるが、成文法學派(Positivists)の勃興と共に、其前提を異にするに至つた。兎に角、今日に於ては、此等の相容れない、二箇の思想が存在して居る。私の考としては、眞理は、寧ろ、此等の中間を執るものではなからうか。成る程、權力は、人類が未だ粗野にして、社會的生活に慣れない、原始的なる政治的團體(body politic)に於ては、必要欠くべからざるものであつて、之に依つて、政治的團體を構成して居る所の、總ての部員に對して、服從を强制した。乍併、當時に於てさへ、其權力なるものは、個人の氣力とか、體力とか云つた樣に、單に物質的勢力ではなく、其背後には、團體固

有の習慣及び規律があつたのである(42)。是は、私共が、今日、公共團體即ち國家の最も原始的なる形式として、看做して居る所の家長的種族的團體(patriarchal tribe)の家父權(patria potestas)に於て、見る所である。唯、此權力が母系に依らずして、父系に依つて、相傳せられたと云ふことは、人類の原始的社會に於ける權力的關係を窺知せしめるものであると、看做すことが出來るのである。又、一般に、公共團體即ち國家が、必ずしも、道德的に建設せられないで、革命、或は、征服及び併合に依つて、建設せられたことも事實である。乍併、斯の如く、公共團體即ち國家が革命、或は征服及び併合に依つて、建設せられた場合に於ても、其權力は、單に、兵力、訓練、或は武器及び彈藥の數量等——人類が團體の勢力なるものを意識し、且つ科學的智識の發達と共に、優秀なる武器、及び有效なる彈藥が發明せられるに至つては、最早、原始的時代に於けるが樣に、唯、個人の氣力や體力を以て、勢力の標準とすることが出來ない——の物質的勢力ではなくして、結局、人類の社會的生活を完成せしめ、社會的規律を擁護する所のものでなくてはならないのである。單なる權力は公共團體即ち國家の主權でない。そこで、權力說の主張する所に據れば、權力に對する權力の鬪爭、極言

すれば、無政府狀態を誘致するものである。そこに、何等の權利及び義務の關係もなければ、統一及び組織の觀念もない。要するに、公共團體即ち國家の本質を無視するの結果と爲るのである。のみならず、此說に從ふ時には、私共は、今日、漸く、實現せられたる國際聯盟、及び、之に伴うて、進展して行く所の國際的關係に就いて、何等の說明をも爲すことが出來ないのである(13)。之に反して、權利說は、アルツシウスの言葉を借りて云べば、「社會的實體(corpus symbioticum)になくてはならない所のものであつて、而も、それに固有なる權利、即ち jus majestatis を以て、主權とするものである(3)。之に據ると、主權は權力の範疇に屬せないで、權利の範疇に屬するのである。公共團體即ち國家が服從を强要すると云ふことは、單に、それが、命令を强制執行する權力を有して居るからではなくして、それが、人類固有の權利を實現せんとする集合意思の表現であるからである。勿論、其自然法學的色彩を除いては、法律的意識の發達したる今日に於て、此學說に、多くの共鳴者があるであらう。乍併、私の見解としては、丁度、權力說が、餘りに、頑固であるが樣に、權利說は、餘りに、理想的ではなからうか。第一、人類固有の權利を實現せんとする集合意思と云ふが、其意思を表現し、

且つ之を支持する所のものは何であるか。それは權力、即ち物質的勢力に外ならなければならない。是は、平時に於ては、道德的或は法律的觀念に依つて、隱蔽せられて居るからして、解らないのであるが、一朝、有事の際、例へば、內亂とか、革命とか云ふ場合に於ては、最後の試練に問はれるのである[45]。して見れば、公共團體即ち國家の主權なるものは、單なる權力でもなければ、又、單なる權利でもない。それは權力であつて、而も、唯、現實に、權利を强制執行する所のものである。私が、唯、現實に、社會的規律を强制執行する所の物質的勢力のみを以て、主權であると謂つたのも亦、此意味に於てである。

(38) Il Principi, Burd's edition, Oxford, 1891.

(39) De la République, 1576 (De Republica, 1591).

(40) Politica, Herborn, 1603.

(41) Du Jure Belli ac Pacis, Amsterdam, 1625.

(42) Maine, H., Early History of Institutions, lectures xii. and xiii.

(43) Hill, D. J., World Organization and the Modern State, pp. 21, 22.

(44) Politica, IX., 19-27; Gierke, O., Johannes Althusius und die Entwicklung der naturrechtlichen Staatstheorien, Kap. II. Untersuchungen zur deutschen Staats- und Rechtsgeschichte, VII.

(45) Lansing, R., Notes on Sovereignty. Pamphlet Series of the Carnegie Endowment for International Peace (Division of Intern. Law), No. 38, pp. 19, 87-89.

但し、ランシングは、主權を以て、全然「物質的權力」(physical power) であると言つて居る。

兎に角、公共團體即ち國家が主權を有して居ると云ふことは、二個の結果を齎すのである。即ち、一は、之が爲に統一 (unity) を有すること丶爲るのである(46)。換言すれば、公共團體即ち國家は、之に依つて、初めて單一體を爲し、而して政治的形式を具備するに至るのである。

(46) ブルンチュリは、主權を以て、「國法的觀念」(staatsrechtlicher Begriff) のものでないと言つて居る (Lehre vom modernen Staat, Bd. I. (6. Aufl.), S. 567, Anm. 2)。だから、彼の說に從へば、國家を前提とする場合に限り、主權なるものが考へられるのである。即ち、統一及び組織あつて、初めて、主權が存在するのである。乍併、是は不自然である。歷史的事實に依つて、證明せられない。私の見解を以てすれば、寧ろ、反對に、主權あつて、國家あり、換言すれば、統一及び組織があると言ひたいのである。蓋し、主權とは、既に、本文に於て述べた樣に、現實に、社會的規律を强制執行する所の物質的勢力である。而して、此勢力は結局、公共團體即ち國家を構成する所の各個人に於て、存在して居るのであるからして、彼等が公共團體即ち國家を建設する以前、換言すれば、統一及び組織を有する以前に於て、既に、存在して居なければ

ならないのである。即ち、主權こそ、公共團體即ち國家を建設し、統一及び組織を齎す所の勢力である。現に、ブルンチュリも亦、他の所に於て、„Ohne Macht kann weder ein Staat entstehen noch sich behaupten... wo die Machtverhältnisse fest und dauernd geworden sind, da sucht und erlangt gewöhnlich auch die Macht die Verbindung mit dem Recht,...“と言つて居る (ebd., S. 336)。此 Macht 即ち「權力」なる言葉は如何なる意味を有するか。それは、要するに、私の所謂、主權に外ならないのである。彼は、公共團體即ち國家を構成する所のものを權力と謂ひ、之を維持する所のものを主權と謂つて居るけれども、此等のものは、孰れも、同一の勢力でなければならない。從つて、一般に、之を包括して、主權と云つた方が、寧ろ、妥當ではなからうか。

そこで、公共團體即ち國家が單一體であると云ふことは、要するに、內部に於て、完全なる結合を有すると共に、外部に於ても亦、完全なる獨立を保つて居ることである。蓋し、公共團體即ち國家は、之を內的に觀察すれば、何れも皆、一主權の下に、結合せられた所の政治的團體であつて、之を構成して居る所の個人は、一歩も、其圈外に逸出することが出來ないのである。それが、古代の政治的團體に於ては、家父權の下に於ける氏族的或は種族的結合であつた。希臘の都市國家、及び羅馬の「世界的帝國」は、斯の如き氏族的或は種族的結合から發達した所の市民的結合、或は市民權

を有する特權者の同種的結合であつた。又、中世期に於ける封建制度は、或意味に於て、政治的墮落であつて、人類の政治的生活は希臘及び羅馬の時代より、原始的時代に逆轉したるかの如き觀を呈した。從つて、政治的團體は、最小限度の單位まで低下して、幾多の貴族、幾多の都市及び教會、或は村落に至るまで、何れも皆、夫々、獨立して政治的存在を有して居つた所の、多種多樣の結合であつた(47)。而して、其根底に於ては、氏族的或は種族的觀念が潛在して居つたのである。最後に、近世國家は、あのチュートン民族の民族的移動の時代に於ける戰隊から發達して、其間に釀成せられた所の軍國主義を基礎とする王朝的權力の下に、全然從來の結合を打破して、茲に、新しい結合を齎した。それは武斷的及び領土的結合である。而して、佛蘭西革命の結果、漸く擡頭して來た所の民主々義に依つて、近世國家は、更に、民族的結合と爲つたのである。

(47) Bluntschli, J. C., Lehre vom modernen Staat, Bd. I. (6. Aufl.), S. 273.

勿論、此等の結合の內部に於て、階級的對立が存在して、之を弛緩せしめんとする虞はないことがない。例へば、羅馬の貴族(patricii)及び平民(plebs)の對立、又、殊に、近世

國家に於ける、貴族及び僧侶に對する所謂、第三階級たる中產階級（bourgeoisie）の抗爭、更に、一變して、中產階級即ち資本家階級に對する所謂、第四階級たる勞働者階級（proletariat）[3]の抗爭の如きものである。既に、述べたるが如く、近世國家其者の建設さへ、非常に困難なる事業であつた。それは、先づ、第一に、封建制度に、次に、教會――私は近世國家の建設に對抗した所の一勢力として、茲に、教會をも亦、特に、付け加へて置く――に對して、抗爭せなければならなかつたのである。而して、封建制度は、强大なる王朝の勃興と共に、激甚なる鬪爭に依て、漸く打破せられ、又、教會は、宗教改革（Reformation）以來、近世國家に歸服せしめられて、終に、其有力なる保護に倚賴することゝ爲た。それにしても、近世國家の內部に於ける、熾烈なる階級的鬪爭は、往々にして、革命の脅威を齎し、又、之を實現したのである。蓋し、十八世紀の末葉まで、英國を除くの外、歐洲に於ては、一般に、僧侶及び貴族が特權者階級であつて、中產階級及び農民は、所謂「第三階級」（Tiers Etat）として、之に對立して居つたのである。乍併、佛蘭西革命に依つて、從來の特權者階級を壓倒して、政治上に於ける新勢力と爲つた所の中產階級の勃興は、勢、農民の解放をも誘致したのであるが、兎に角、それ以來、十

九世紀から二十世紀に懸けて、中產階級は社會の經濟的組織を壟斷して、資本家階級と爲り、而して、政治上に於ける最も强大なる勢力と爲つたのである。一時、私共の所謂「民主政治」(democracy) とか、「議會政治」(parliamentarism) とか云ふ言葉が、殆ど、「中產階級」或は「資本家階級」(bourgeoisie) と云ふ言葉の類語であるかの樣に見えた。そこで、之に對抗して、擡頭して來たものは、あの第四階級即ち勞働者階級である。それは勞働組合運動 (Trade Union movement) 及び社會主義的運動と爲つて現はれ、而して、經濟的事情の發達と共に、益〻階級的對立をして闡明ならしめた。殊に、所謂「階級的鬪爭」(Klassenkampf) の觀念を高調せしめたるものは、マルクス一派の國際社會主義者 (International) である。此國際社會黨に就いては、又、別に述べる機會があらうと思ふが、兎に角、近世國家の內部に於ける階級的對立が、斯の如く、益〻闡明と爲つて、其結合を弛緩せしめ、或は其組織をさへ破壞せんとする所の、幾多の團體及び組合が存在することは事實である。そこで、此等の事情から立論して、公共團體即ち國家の多元的なることを主張する學者——所謂、「政治的多元論者」(political pluralists) もないではない(48)。

乍併、苟しくも、公共團體即ち國家として、人類共通の利益を保護す

る以上は、何等かの形式に依つて、一權力の下に、完全なる結合を有せなければならないのである。

(48) Proletariat なる言葉は羅典語の proles (小供を産むことの意)より來たものである。元來の意味は、羅馬市民であつて、其財産一萬アス(英貨にて、約二百七十五磅、即ち我國の二千七百五十圓)以下の選擧權者であるが、彼等は唯、小供を産むことに依つてのみ、國家に貢獻したのである。所謂 proletarii である。我國の諺に「貧乏人の子澤山」と云ふことがあるが、幾分か、其意味、相通じて面白い。兎に角、斯の如き社會的階級に相當する階級は、今日の會社に於て、存在せない。だから、今日、proletariat と云ふ言葉を、「無産階級」(unproperted people)の意味に用ゐるのは妥當でない(Wells, H. G., The Outline of History, bk. V, chap. xxvii, § 2)。之を第四階級と云ふのは、即ち貴族僧侶、及び之に對して、第三階級なる中産階級に對する意味に於てゞある。又、之を勞働者階級と云ふのは、社會主義的に觀て、資本家階級に對する意味に於てゞある。

(49) Laski, H. J, Studies in the Problem of Sovereignty (1917); Duguit, L., Traité de droit constitutionnel (2. ed., 1921).

更に、公共團體即ち國家が單一體であると云ふことは、啻に、內部に於て、完全なる結合を有するのみならず、外部に於ても亦、完全なる獨立を保つて居ると云ふことである。乍併、公共團體即ち國家が、內部に於て、完全なる結合を有して居ると云ふ

こと丶、外部に於て、完全なる獨立を保つて居ると云ふこと丶は、多少、其觀念を異にして居るのである。蓋し、前者の場合に於ては、主權の位置(locus)に關する問題であつて、主權が公共團體即ち國家の內部の何れかの部分に存在して、之を構成して居る所の個人を悉く結束して居ると云ふことであるが、後者の場合に於ては、全く、斯の如き問題に關係なく、唯、公共團體即ち國家其者が主權を有し、而して、一の實體として、完全に存在して居ると云ふことである。

勿論、此獨立の觀念も亦、時代に依つて、異なつて居る。古代希臘の都市國家に於ける獨立の觀念は、單に、自由自足の獨立的存在を保つて居ると云ふことに過ぎなかつた。第一、希臘語の「主權」、即ち *αὐτάρκεια* と云ふ言葉其者からして、既に、さうであつたのである。況して、所謂「羅馬ノ平和」(Pax Romana)の時代に於ては、獨立の觀念なるものは、殆ど、想像さへせられなかつたのである。乍併、近世國家が、既に、述べた樣に、封建制度及び敎會に抗爭し、而も、彼等の間に於ても亦、互に爭鬪して、漸く、擡頭して來た結果、主權の觀念が、イェリネックの所謂「爭論的觀念」(ein polemischer Begriff)と爲ると共に(50)、獨立の觀念も亦、從つて「爭論的」と爲つたのである。而して、此觀念に「權利

の觀念を加味したる者は、グロチウスであつた。彼は、既に述べた樣に、アルツシウスと共に、自然法の存在を信じ、而も、之を、更に廣汎なる範圍に適用して、丁度、社會を構成して居る所の個人間に於けるが如く、國家間に於ても亦、先天的に存在し、且つ人類の理性のみに依つて、發見し得る所の道德的規律、即ち權利及び義務の法則があると云ふことを主張したのである。彼は、之に據つて、近世國家の獨立權及び平等權を認めた。勿論、此自然法學說は、今日に於てこそ、成文法學說(Positivism)の爲に、殆ど完膚なきまでに、論難攻擊せられて居るが、而もグロチウス以後の公法學者に對する影響は非常なるものであつた[51]。而も亦、當時に於ては、羅馬の「世界的帝國」の觀念を離れて、個々、獨立した所の近世國家間に於ける、權利及び義務の關係を規定すべき第一歩として、大なる貢獻を爲したのである。グロチウスの學說が、初めて、實際に適用せられたのは、千六百四十八年のウェストファリア條約であつた。之に依つて、近世國家は、其勢力に於て、優劣の相違こそあれ、國際法上に於ては、何れも皆、獨立の存在と平等の地位とを贏ち得たのである[52]。乍併、佛蘭西のルイ十四世以來、歐洲諸國に於ける王朝の隆盛——所謂「大國主義」(Great Power system)の勃興と共に、此

觀念は漸く破壞せられるに至つた。實際、國際政治に於ても亦、マキアヴェリ主義(Machiavellism)が勢力を逞しうして居つたのである。其好箇の例證は、千七百七十二年より九十五年に至るまで、三回に亘つて爲された所の、あの悲慘なる波蘭分割である。だから、公共團體即ち國家の獨立なるものは、王朝の隆盛、或は大國主義の旺盛なる時代に於ては、到底望むことが出來ないのである。換言すれば、民主政治が專制政治に代つて、國民全體の利益を基礎とし、民族主義が大國主義に代つて、民族各自の權利及び業務を尊重し、且つ互に之を保障するに至つて、初めて、公共團體即ち國家は獨立の存在を保ち、從つて平等の地位を得るのである。奈翁戰爭の當時、歐洲諸國は、各自の獨立の爲に、聯合して奈翁一世に當つた。而して、之が結末を着けた所の維納會議に於ては、各國協調の上、將來に於ける國際的平和が樹立せらるべき筈であつた——又、實際に於て、諸國は此問題に就いて、漸く、眞面目に考へるに至つたのであるが、惜しい哉、當時、未だ、王朝的勢力或は大國主義が此等の諸國の基礎と爲つて居つて、民主々義も、又、民族主義も、皆、之が爲に無視せられた。のみならず、あの佛蘭西革命以來、擡頭して來た所の中產階級の革命的勢力に對して、從來の

王朝は、英國を除くの外、何れも皆、所謂「正統主義」(Principe de la légitimité)を翳し、而して、神聖同盟(Holy Alliance)なるものを組織して、盛に、各國の內政に干涉した。神聖同盟は、實際、干涉(intervention)に關する國際法上の原則を無視したる以外に、殆ど、何事をも爲さなかつたのである。乍併、十九世紀の中葉、希臘及び白耳義の獨立、殊に、千八百四十八年に於ける歐洲大陸の一般的革命に因つて、神聖同盟が全く瓦解して、民主政治或は立憲政治は、專制政治に對して、確立せられた。又、奈翁三世の即位に因つて、民族主義は正統主義を一掃したのである(53)。斯の如くにして、佛蘭西革命以來、一時、暗雲に被はれて居つた所の民主々義及び民族主義は、玆に、初めて、其曙光を發するに至つたのである。勿論、民主々義と謂ひ、又、民族主義と謂つても、丁度、十九世紀の後半期に於て、資本主義的帝國主義の爲に籠絡せられた樣に、必ずしも、國際的權利及び義務を尊重するものではない。其適例は、千八百九十八年の西米戰爭に於ける北米合衆國である。乍併、唯、是だけは確である。それは、大體に於て、從來、幾多の戰爭の原因と爲つた所の、個人的野心を滿足せしめ、或は貪慾飽くことを知らない領土的擴張を目的とする政策を排斥することである。そこで、米國前大

統領ウィルスンは、今回の巴里平和會議に際し、從來の國際會議に鑑みて、大に民主主義を標榜し、且つ民族主義を高調せしめた[54]。而して、之を基調として、國際聯盟(League of Nations)なるものを組織するに至つたのである[55]。此國際聯盟に對しては、今日、兎角の批評があるけれども、それは、私共、人類の建設的努力の一過程として、全く已むを得ないことである。乍併、兎に角、斯の如き組織を以て、各民族的國家が其獨立の存在を保障せられると云ふことは、未だ、曾て企てられなかつた[56]。成る程、諸國の中には、其領土の廣狹、其兵力の優劣、及び其資力の多寡に從つて、實際上に於て、到底、其政治的獨立の原則を維持することの出來ないものもあらう。と云つて、世界の最强國が、一國で、世界の各國を向に廻して、其獨立を確保することは出來るであらうか。それは、古代の波斯帝國とか、或は、又、羅馬帝國に於ては、或は出來たかも知れない。乍併、近世國家に於ては、到底、出來ないのである。奈翁一世も、之が爲に失敗した。今回の世界的戰爭に於ける中歐同盟國も亦、之が爲に瓦解したのである。だから、如何なる國家も、其大小、强弱及び貧富を問はず、一國として、否、所謂「國際的家族」(Family of Nations)の一員としては、案外、力弱いものである。或學者が、之を以

て、「世界的主權」(World Sovereignty) の存在を認め、且つ「世界的國家」(World State) の建設の可能なることを主張して居るが[57]、それは、斯の如き政治的團體(body politic)の建設が、果して、可能なりや否や、それが又、人類全體の爲に、果して、幸福なりや否やと云ふ問題に關するからして、之を後日の考察に讓る。兎に角、私は、今回の國際聯盟の組織、及び、之に關連して、進展して行く所の國際的協調を以て、全く、此目的に對する第一歩であると看做すよりも、寧ろ、先づ第一に、近世民族的國家が、之に依つて、初めて、各自の政治的獨立を維持せんが爲に、具體的に、國際的權利及び義務を有するに至つたのであると看做すものである[58]。それは、自分達、人類の權力的意識に對する法律的意識の覺醒に因るのである。又、之に待たなければならない。而して、近世國家が斯の如き國際的權利及び義務を有するからと云つて、決して、其獨立の原則を毀損せないのである。丁度、個人が、社會を構成する上に於て、社會的權利及び義務を有して、自己の存在を完成する樣に、公共團體即ち國家も亦、國際的團體と云ふ一の社會を構成する以上は、國際的權利及び義務を有することに依つて、却つて、其政治的存在を完成することが出來るのである[59]。

(50) Das Recht des modernen Staates, Bd. I. (2. Aufl.), S. 426.

(51) Ritchie, D. G., Natural Rights (1895).

(52) Walker, T. A., History of the Law of Nations, Vol. I. (1899), Part I, chap. ii.

(53) Balmerincq, A. v., Praxis, Theorie und Codification des Völkerrechts (1874), S. 53-70.

(54) 今回の歐洲大戰後に於ける民主々義及び民族主義の勝利は、全く、「同盟及聯合國」(the Allied and Associated Powers)、否、寧ろ、米國前大統領ウィルスンの功績に歸すべきである。之を以て、單に、政治的發達の當然の歸結であるとしてしまふのは彼の爲に、公當ではない。私は、此點に於ける彼の功績を特筆大書するものである。蓋し、巴里平和會議に於て、講和談判の基礎と爲つた所のものは、彼が、千九百十八年、一月八日、合衆國議會に對して聲明したる、所謂「十四箇條」(the Fourteen Points)であつた。之が爲に、波蘭を初め、久しく、大國主義の下に、呻吟して居つた所の民族は、何れも皆、解放せられ、或は又、「少數民族ノ保護」(Protection of Minorities) の條約に依つて、其民族的存在を保障せられた。而も、此等の新興國は勿論、從來王期的勢力の最も鞏固なる基礎を有して居つた所の獨逸及び墺地利さへ、概ね、民主々義を採用して、共和國と爲つたのである。今日、中央歐羅巴に於ける君主國は、實に、リヒテンシュタイン公國あるのみである。

(55) 千九百十九年、二月十四日、巴里平和會議の本會議に於て、ウィルスンは、國際聯盟規約の第一草案を朗讀したる際、一場の演說を試みた。其一節を掲げて見やう。——

„When it came to the question of determining the character of the representation in the body of delegates, we were all

aware of a feeling which is current throughout the world...., I may say that there is a universal feeling that the world cannot rest satisfied with merely official guidance...., if the deliberating body of the league of nations was merely to be a body of officials representing the various governments, the peoples of the world would not be sure that some of the mistakes which preoccupied officials had admittedly made, might not be repeated."

(56) The Covenant of the League of Nations, Art. 10.

(57) Lansing, R., Notes on Sovereignty. Pamphlet Series of the Carnegie Endowment for International Peace (Division of Intern. Law), No. 38, pp. 55-68.

(58) Leacock, S, Elements of Political Science (1921), pp. 105-107.
但し、ローロックは、國際聯盟に對して、寧ろ、悲觀的見解を懷いて居る樣である。

(59) Lawrence, T. J, Principles of International Law (7. ed.), § 60.

公共團體即ち國家が主權を有することに因る、今、一の結果は、それが組織(organization)を有することである。換言すれば、政治的形式を具備して居ると云ふことである。而して、此政治的形式とは、權力、及び、之に對する服從の關係であつて、即ち、治者及び被治者の關係、更に、具體的に言へば、政府及び人民の關係である。蓋し、公共團體即ち國家が主權と云ふ、最高の權力を有する以上、何等かの形式に於て、之を執行すべき機關がなければならない。此機關を、私共は政府と呼ぶのである。公共

團體即ち國家は、此政府なるものを通じてのみ、人民を統治し、且つ、外國と接際することが出來るのである。政府は、丁度私共の身體に於ける四肢、機官の如きものである。之なくしては、公共團體即ち國家なるものは、其政治生活を營むことが出來ない。從つて、あの政治的團體の、最も原始的なる種族的團體より、現代に於ける、最も複雜なる近世民族的國家に至るまで、如何なる公共團體即ち國家に於ても、必ず、政府なるものが存在して居るのである。公共團體即ち國家の權力を執行する所の政府もなく、又、之に服從する所の人民もなければ、それは、ブルンチュリが言つた樣に「無政府狀態(Anarchie)である(60)。無政府狀態は、性質上、決して、永續すべきものではない。既に、述べた樣に、マルクス派の社會主義者は「國家ノ死滅」(Das Absterben des Staates)と云ふことを言つて居る。是は、要するに從來の資本主義的制度を打破して、彼等の理想通り、社會主義的制度を建設すれば、――それが、往々にして、今日、勞農露西亞に於て見るが如き、勞働者階級(proletariat)の專制政治と爲るのであるが――「國家」(Staat)なるものは、自から、死滅するものであると云ふことである。乍併、彼等に於ても亦、或種の權力を執行すべき機關、換言すれば、政府なるものを認める以上、結局、

公共團體即ち國家の存在をも是認することゝ爲るのである。一般に、此種の主義者は、政府と、公共團體即ち國家其者とを混同して居る樣であるが、之に就いては、又、改めて說明せう。兎に角、今日、「國家ニ對シテ敵意ヲ有スル思想」(die staatsfeindlichen Ideen)[33]は、無政府主義(Anarchism)でない限り、社會主義(Socialism)でも、又、共產主義(Communism)でも、何れも皆、何等かの形式に於て、政府なるものを認めて居るのである[34]。それだけ、公共團體即ち國家と政府との關係が緊密である。否、或意味に於て、政府なるものは、公共團體、即ち國家の具體化せられたるものと看做すことが出來る。蓋し、私共が、自分達の身體(body natural)の生命とは、如何なるものであるかと云ふ問題に對してさへ、速答するに苦しむ所であるが、況して、政治的團體(body politic)のそれに於てをやである。從つて、之を考察せんとする者は、誰しも、先づ第一に、其視線を、公共團體即ち國家の具體的組織たる政府に向けるのである。而して、政府は、斯の如く、公共團體即ち國家の具體化せられたるものであるからして、公共團體即ち國家の概念の變遷すると共に、勢、其組織、職掌、及び活動の範圍を異にするのである。

(60) Lehre vom modernen Staat, Bd. I. (6. Aufl.), S. 17.

(61) Stier-Somlo, F., Politik (5. Aufl., 1921), S. 46.

(62) Diehl, K., Über Sozialismus, Kommunismus und Anarchismus (1920), Anl. z. I. Vorlesung.

そこで、公共團體即ち國家の概念が、未だ、種族的或は氏族的であつた時代、即ち所謂、家長的種族的團體 (patriarchal tribe) であつた時代に於ては、政府——政府と云つても、今日、私共の、到底、想像することが出來ない程の簡單なる制度——は其種族的團體を代表する所の主長即ち家長 (patriarch) 及び、之に隷屬して、其政治を輔佐する所の、各氏族 (clan) の長者の會議 (council) であつた(63)。而して、彼等は其種族の習慣を執行し、且つ、其種族の範圍内に於てのみ、活動したるに過ぎなかつたのである。あの古代希臘及び羅馬の都市國家も亦、此種族的團體から出發して、終に、一方は民主的政府を、他方は所謂「世界的帝國」(imperium mundi) を建設して、中央集權的政府を樹立し、而して、夫々、範を後世に垂れた(64)。蓋し、家長的種族的團體の到達した所の「兩極」である。兎に角、斯の如き家長的種族的團體に於ては、個人の存在と云ふものは、全く、認められないで、政治は、團體から團體へと行はれた。即ち、一種族 (tribe) の主長は、之

に屬する各氏族(clan)の長者とのみ交渉し、又、同樣にして、一氏族の長者は、之に屬する各家族(household)の家父とのみ交渉したのである。だから、ジェンクスが此種族的團體を以て、特に「共同的」(communal)であると云つたのは之が爲である(65)。是は、其根底に於て、種族的或は氏族的であつた所の封建制度に於ても亦、同樣である。乍併、封建制度の「共同的」政治的生活は、既に、其內容に於て、變化を來して、最早、血族的關係に基かないで、「奉仕」(service)——殊に、軍事的奉仕(military service)即ち兵役——に對する「封土」(fief: benefice)に依る主從的關係に基いたのである。要するに、封建制度は、古代の家長的種族的團體と云ふ、古い甕の中へ、あの初期のチュートン民族間に於て、組織せられたる戰隊(war-band)に依つて、釀成せられた所の個人的服從關係と云ふ、新しい酒を注ぎ込んだ樣なるものである。それは、全く「共同的」なる家長的種族的團體から、全く「個人的」(individual)なる「國家」(stato: state: état: Staat)即ち近世國家へ推移する所の一過程であつた(66)。歷史が跳躍を許さないと云ふことは、此點に於ても亦、證明せられるのである。茲に、近世國家は、全く、「個人的」であると、私が言つたが、それは、政治的權力が、古代の種族的團體に於けるが如く、團體から團體に執行せられ

ないで、直接に、政治的團體を構成して居る所の、總ての個人を支配すると云ふ意味である。勿論、此淵源は、既に、述べた樣に、封建制度よりも、寧ろ、紀元三世紀頃から、チュートン民族間に於て編成せられた所の、あの戰隊に於て、之を發見することが出來るのである。そこで、近世國家の最初の概念は武斷的であつたのであるが、其政府も亦、從つて、此經路を辿つて、說明せられるのである(97)。蓋し、近世國家に於て、最も主要なる制度たる國王(kingship)は、實に、あのチュートン民族の、戰隊の統帥者であつた所の heretoga に由來したのである。だから、其地位は、全然、家長的種族的團體に於ける主長のそれと異なつて居る。而して、封建制度が近世國家に與へた所の領土的觀念に依つて、國王の地位が世襲的と爲り、茲に、初めて、國王なるものは、單なる個人に非ずして、一の制度と爲つたのである。之と共に、嘗て、國王に從つて、戰場を馳驅した所の部下(companions)は、今や、國王を輔けて、政治に參與すべき行政會議を構成するに至つた。それは、丁度、種族的團體に於ける主長と長者會議との關係の樣なるものであつたが、乍併、此行政會議は、實質に於て、唯、國王の隸僕たるに過ぎなかつたのである。而も、之に依つて、國王死して、其後繼者が王位に即くまで、政治を代

行したからして、幸た、無政府狀態に陷ることを免れたのである。國王は、更に、其領土內に於て、自分の代表者たる地方官を設置して、調貢、募兵及び警察事務を司らしめ、而して、漸次に、過去の遺物たる種族的或は氏族的觀念を一掃せしめたのである。斯の如くにして、近世國家の概念は王朝的と爲つた。王朝が全く封建制度の裡に擡頭し、而も、之と抗爭して、其司法上、行政上及び財政上に於ける權力を簒奪するに至るまでの歷史と云ふものは、實際、苦心慘澹たるものであつた(68)。して見ると、王朝が極端なる中央集權的政府を樹立して、專制政治 (Absolutism) を執行したることも亦、政治的發達の順程として、已むを得ないことであると謂はなければならない。乍併、佛蘭西革命と共に、從來の世襲的王朝の基礎が動搖し、之に依る專制政治が衰頽して、民主々義及び民族主義の思潮が沛然として橫溢した。所謂、立憲政治 (Constitutionalism)、即ち君民共治の制度が、其間に於て、實現せられるに至つたのである。實に、佛蘭西革命以後、十九世紀より二十世紀の初葉、歐洲大戰の勃發までは、それは立憲政治の時代であると謂ふことが出來るのである(69)。勿論、此立憲政治、即ち君民共治の程度が、各國、其政治的事情の異なるに從つて、夫々、相違して居つたのみなら

す、一方に於ては、舊露西亞帝國及び土耳其帝國の如き、未だ、君主專制政治を墨守して居つた國もあり、又、他方に於ては、瑞西及び佛蘭西の如き、既に、共和政治を樹立して居つた國もあつたのであるが、兎に角、立憲政治の運動は、着々として、勝利を占めて、選擧權の擴張と共に、益〻人民の參政權を伸張せしめ、更に、最近に於て、殊に、英米諸國に於ては、婦人參政權問題、盛に、論議せられたる結果、婦人をも亦、政治に參與せしめるに至つたのである(70)。乍併、此立憲政治の運動と云ふものは、從來、殆ど、第三階級たる中產階級(bourgeoisie)即ち資本家階級の運動であつて、第四階級たる勞働者階級(proletariat)の運動ではなかつた。是は、佛蘭西革命勃發の由來に徵しても、明なる所である。元來、佛蘭西革命なるものは、全く、中產階級の革命であつたのである。從つて、立憲政治の運動に於て、勞働者階級の無視せられたることも亦、自然の勢である。そこで、勞働者階級は、十九世紀間に於ける工業の發達と共に、現出した所の勞働組合(Trade Union)を基礎として、所謂、勞働黨(Labour party)なるものを組織し、而して此運動に參加するに至つたのである。乍併、勞働者階級は、之に依つても、猶ほ、最近に至るまで、十分の成果を贏ち得なかつた。其結果、彼等の中の或者は現在の政

治的組織の破綻を訴へ、之に依つては、到底、公平なる分配を期することが出來ないことを力説し、又、或者は、更に、一歩を進めて、所謂「直接行動」(direct action)に出で、而して彼等の經濟的勢力を以て、直接に、政治的目的を達成せんとするに至つたのである。乍併、斯の如く、現存して居る所の政治的組織に慊らない者が、悉く、直接行動主義者(direct actionist)であるとは謂はれない。彼等の間には、依然として、政治的手段に依り、漸次に、議會其者を占領して、而して、大々的なる社會的改革を期待して居る者も亦あるのである[71]。のみならず、最近、所謂「職業的代表」(functional, occupational, interest, or class representation)と云ふことが、近世工業の發達と共に、新しい形式を取つて、盛に、唱道せられるに至つた。即ち、佛國の二三の政治學者[72]、及び英國の「ギルド社會主義者」(Guild Socialists)[73]等の主張する所は、其手段方法に於てこそ、異なつて居るけれども、何れも皆、是れである。斯の如き「職業的代表」は、大戰後、戰敗國たる獨逸に於て、初めて實現せられた。獨逸新憲法第百六十五條は、此點に於て、重大なる意義を有する所の里標である。之に依つて、初めて、勞働者階級は、國家的組織の上に於て、資本家階級と「平等ノ地位ニ立チ」、而して「賃銀及ビ勞働條件ノ協定ノミナラズ生產力ノ

經濟的發展ノ全般ニ亘ツテ、協力一致することが出來ることゝ爲つたのである(74)。尙ほ、此原則は、セルブ・クロアート・スロヴェーヌ國(75)及び波蘭(76)の如き、新興國憲法の中に於ても亦、採用せられるに至つた。乍併、マルクス一派の國際社會主義者(International)は、勿論、之に滿足せず、彼等は、更に、左傾して、純然たる勞農制度(soviet system)を實現せんと努力して居るのである。現に、勞農露西亞は、此主義の下に、建設せられた所の、世界中に於ける唯一の國家である(77)。露西亞に於ける、斯の如き新制度の樹立こそは、實に、代議制度の發達に於て、極めて重大なる事件であつて、之が爲に、初めて、政治的組織と經濟的組織との合致を見るに至つたのである。今日、西洋諸國に於て、露西亞的革命から全く離れて、「職業的代表」の問題が、盛に、論議せられて居る場合に當つて、勞農露西亞の政府の組織及び作用を研究すると云ふことは、私共、政治學の研究者に取つて、最も興味あることでなければならない(78)。

(63) Jenks, E., History of Polities (4. ed., 1906), pp. 34-36.

但し、ヂェンクスは、家長的種族的團體の制度として、主長及び長者會議の外、主長の繼承者(Heir-Apparent)、及び、種族の防備に當る所の武將(Champion)をも亦、數へて居るが、私は唯、其中の主要なるものを擧げたるに過ぎない。之は、我國の古代制度に於ても亦、存

在したのであつて、大氏の主長たる天皇は、概ね、小氏の長者の會議に諮詢して、而して、其輔佐に俟つて、政治を執行せられた樣である(福田德三、日本經濟史論(坂西由藏譯)、二十三頁)。

(64) Fowler,w, The City-State of the Greeks and Romans, 1893.

(65) ジェンクスは、家長的種族的團體を以て、特に、「共產的」(communistic)に非ずして、「共同的」(communal)であると云つて居る。蓋し、此團體に於ては、必ずしも、私有財產權をも排斥せなければ、又、其都員の生產を、團體に於て、共有し、而して、之を均等に、分配することをも爲さないで、唯、團體を以て、政治的組織の單位としたからである(History of Politics (4. ed., 1906), p. 69)。

(66) Ib., pp. 78-80.

(67) Ib., chap. ix.

(68) Jenks, E., Law and Politics in the Middle Ages, pp. 88-91, 94-98.

(69) Stier-Somlo, F., Politik (5. Aufl., 1921), S. 17.

(70) 婦人參政權問題の、盛に、論議せられるに至つたのは、十九世紀の後半期、殊に、二十世紀に入つてからのことである。處が、今回の歐洲大戰の勃發と共に、婦人が、各種の軍事的事業に關係して、從、其社會的地位を高めたる結果、此問題は、最早、論議せられなく爲つた。そこで、英國の如きは、千九百十八年の選擧法(The Representation of the People Act)に據り、又、米國の如きは、千九百二十年の合衆國憲法修正、第十九號に據つて、一般に、婦

人の參政權を認めるに至つた。尙ほ、此問題に就いては、他日、詳說すべき機會があらう。

(71) Webb, S. and B., A Constitution for the Socialist Commonwealth of Great Britain (1920); MacDonald, J. R., Parliament and Revolution (1919).

(72) Duguit, L., Traité de droit constitutionnel (2a. ed., 1921); Benoist, C., La crise de l'état moderne, de l'organisation du suffrage universel (1898).

(73) Cole, G. D. H., Social Theory (1920), Guild Socialism Restated (1921); Reckitt and Bechhofer, The Meaning of National Guilds.

(74) Die Verfassung des Deutschen Reiches, vom 11. August 1919, Art. 165.

(75) Art. 44.

(76) Art. 68.

(77) Postgate, R. W., The Bolshevik Theory (1920).

(78) The Russian Constitution of 1918 (English translation, The Nation (London) of January 4, 1919).

以上、述べたるが如く、公共團體即ち國家の政府なるものは、近世に於ける政治的、殊に、經濟的發達と共に、其組織に於て、非常に複雜と爲り、且つ、其基礎に於て、非常に廣汎と爲つた。だから、今日「政府」と言へば、それは、單に、中央政府及び其地方的代理機關を意味するのみならず、此等の、普通に、政府であると看做されて居る所の常設

機關以外に、時々、其必要に應じて、存在し、且つ、活動する所の國家的機關をも亦、意味するのである(79)。 例へば、人民が、選擧民(electorate)として、代議士を選出し、或は公官投票吏を選擧し、或は又、人民發案權(initiative)、人民決議權(referendum)及び人民一般(plébiscite)に依つて、直接立法(direct legislation)を行ふ場合には、その選擧民全體も亦、「政府」の一部分である。又、米國の憲法會議(Constitutional Convention)の如き、憲法の更新、或は、新憲法の採用の爲に、合法的に招集せられたる特殊機關も亦、同樣である。 斯の如く、近世國家の組織が益々複雜と爲り、且つ、其基礎が益々廣汎と爲るに從つて、勢、其職掌は煩多と爲り、而して、其活動の範圍は擴大せられるのである。 政府の職掌及び活動の範圍は、最早、過去に於けるが樣に、單に、氏族或は種族の維持とか、又は王朝的或は階級的利益の擁護とかに止まらないで、實に、國民全體の利益、即ち一般的幸福の問題に關係して居るのである。

(79) Gettell, R. G., Introduction to Political Science, p. 221; Willoughby, W. W., and Rogers, L., An Introduction to the Problem of Government (1922), p. 15.

一般に、人民の代表機關たる立法部(legislatur)が、國家的政策に對して、決定的勢力を有して居ない諸國、例へば、我國の如きに於ては、此立法部に對して、行政部(executive)のこ

さを「政府」と謂つて居る。蓋獨逸帝國及び普魯西も亦さうであつた。乍併、民主政治の比較的完全に行はれて居る諸國、例へば、亞米利加合衆國の如きに於ては、バーヂエス等の、二三の公法學者を除くの外、何れも皆、本文に於けるが如き廣汎なる意味に於て、「政府」を云ふ言葉を解釋して居る。立憲政治或は民主政治の旺盛なる今日に於ては、斯の如く解釋する方が、理論上、及び實際上に於て、寧ろ、便利ではなからうか。

今日、政府の職掌、及び其活動の範圍に關する問題に就いては、大體、無政府主義(Anarchism)、個人主義(Individualism)及び社會主義(Socialism)の三箇の思想がある。而して、無政府主義は、全然、公共團體即ち國家の組織(organization)、換言すれば、政府其者を否定するものであるからして、こゝでは論外とする。問題は唯、個人主義か社會主義かである。蓋し、近世國家は、或意味に於て、實際上、個人主義的基礎の上に立つて居る(80)。殊に、之に於て、最も鞏固なる根蔕を有して居る所のものは、私有財產の制度である。從つて、此方面に於ける政府の職掌、及び其活動の範圍は、原則として、之を擁護することに止まつて居る。換言すれば、近世國家に於ては、其民族的及び政治的生活を維持する上に於て、必要缺くべからざる、外敵に對する防備、國內に於ける秩序の維持、且つ、此等の目的を遂行すべき軍事上及び財政上の設備を以て、政

府の主要なる職掌とし、其活動の範圍として居るけれども、國民の經濟的生活の方面に於ては、原則として、政府は之に干渉せないのである。例へば、生計の如きも、國民が各人各自に之を營み、賃銀の如きも亦、雇主及び雇人の間に於ける自由契約(free contract)に委せられて居るのである。斯の如く、近世國家は、此方面に於て、大體、私有財產制度を以て基調として居るのであるけれども、最近、漸く、其缺陷を認められるに至つた。と云ふのは、私有財產制度は、あの產業革命(Industrial Revolution)に依つて、喚起せられた所の、異常なる經濟的發達の結果、當然の歸結として、私の所謂「時代の癌腫」たる資本主義的制度(capitalistic system)に一變した。此資本主義的制度が、近世國家の政治的生活に對して、如何なる影響を及ぼしたかと云ふことに就いては、既に、度々、述べた所であるが、それが、又、社會的及び經濟的生活に對しても、非常なる影響を及ぼしたのである。其結果、一般勞働者階級の福祉の爲に、斯の如き無制限なる自由競爭の制度、殊に、女子及び兒童の作業に就いて、問題が惹起せられた。のみならず、近世工業の發達するに從つて、經濟上、此制度に於て、幾多の不利益が存在することも亦、證明せられたのである。だから、近世國家に於ては、此等の方面に於て、

何れも皆、其國情に因り、又、事業の性質に因つて、其程度の相違こそ、あるけれども、實際上、全く、純然たる個人主義的制度から離れて、國家自身が産業に干渉することゝ爲つた。換言すれば、益〻所謂「國家社會主義」(State Socialism)に向ふ樣に爲つたのである。更に、又、今回の歐洲大戰の結果は、斯の如き機運を、大に助長したるのみならず、最早、事實上に於て、戰前の個人主義的制度或は私有財産制度を、其儘、復活せしめることが出來なく爲つた(81)。勿論、個人主義的思想と近世國家との關係が、非常に、密接なるものであつたのみならず、一時、之に對して、大なる貢獻を爲したのであるからして、それだけ、此問題に就いては、幾多の議論もある譯である。乍併、私共は、既に、其議論の時代を通過して、今や、當面の事實に蓬着して居るのである。否、少くとも、從來の私有財産制度に就いて、反省すべき時期に到着して居るのである。蓋し、歐洲大戰の經驗、及び、之を終熄せしめた所の平和諸條約の規定が、偶〻、社會主義的傾向を助長したと云ふことは、誰しも、殆ど、考へなかつた所であらう。乍併、それは事實である。戰時、非常の際に於ては、英、佛、米等の諸國が、何れも皆、或意味に於て、社會主義的國家と爲つたのであるが、而も、外敵の脅威、既に、一掃せられたけれども、更に、經濟

的組織の危機に面接して居る今日に於て、彼等は、果して、戰前の個人主義的經濟に復歸することが出來るであらうか。先づ、それは困難であると看做さなければならない。況んや、戰爭の慘害を現實に被つて、常に、政治、經濟及び財政上に於て、不安なる情態を維持して居る所の新興諸小國に於てをやである。彼等は、必ずしも、勞農露西亞の主義及び制度に贊成して居ないけれども、事實上、中產階級の國家に於て、「過激主義的」(Bolshevistic) であると認められる施設をも、平然として、行つて居るのである。更に又、平和諸條約の規定に就いて看る時は、一層、具體的に、斯の如き傾向を看取することが出來るのである。即ち、此等の條約は、「同盟及聯合國」(the Allied and Associated Powers) 或は「國盟國」(the Allied Powers)の領土內、及び、此等の條約に依つて、敵國より讓渡せられたる地域內に於ける、敵國人の私有財產に對する包括的沒收を規定し、而して、若し敵國にして賠償義務を怠慢に付したる場合に於ては、個人的貸借關係上、敵國に支拂ふべき差引殘高を以て、之を相殺することゝ爲つて居る。若し此等の規定が、文字通りに、執行せられる時には、啻に、敵國に於ける私有財產制度に對して、大打擊を與へるのみならず、勢、斯の如き義務を履行せしめんが爲に、敵

國政府をして、產業の各方面に亘つて、之を管理せしめることゝ爲り、而も、其結果、一般國民の心理上及び經濟上に於て、社會主義的傾向――否、共產主義的傾向をさへ助長することゝ爲るであらう[83]。　のみならず、平和條約、其者に於ても亦、其勞働規約[84]の如きは、確に、締盟國全部をして、國家社會主義を認容せしめるものである。斯の如く、近世國家は、歐洲大戰に依つて、從來の個人主義的制度から社會主義的制度へ推移せなければならないと云ふ事實に面接して居る――實際、私は、今回の戰爭の勃發を以て、或意味に於て、あの爛熟したる個人主義的制度の當然の歸結であると看做して居るのであるからして、戰後、近世國家が採らんとする此「新航路」(neue Kurs)を以て、寧ろ、歡迎するものである。　乍併、個人主義的にせよ、又、社會主義的にせよ、孰れにしても、私共は、決して、國民全體の利益を忘れてはならない。　而して、公共團體即ち國家なるものは、斯の如き利益を擁護して、ウィラビーの所謂「一般的幸福」(General Welfare)[85]を增進すべき唯一無二の手段である。　アリストテレスも亦、既に、此點に論及して「都市國家ハ……單ニ生活ノ爲ニ發生シ、而モ、幸福ナル生活ノ爲ニ存在ス」と言つて居る[86]。私共は、希臘人の樣に、無意識的に、且つ本能的に、公共團體即ち國家

の存在を謳歌するものではないが乍併、彼の此言葉の中に於て、動すべからざる眞理を發見するのである。此意味に於て、公共團體即ち國家の執行機關たる政府の職掌、及び其活動の範圍に於ては、毫も、先天的に、制限なるものがあるべき筈のものでない。所謂「一般的幸福」と云ふことは、個人主義をも、又、社會主義をも超越して居る。唯、そこに、地方的事情に因り、事業の性質に因つて、政府の管理を許すものと、許さないものとがある。換言すれば、個人主義的制度に適するものと、社會主義的制度に適するものとがある。從つて、私共は、近世國家に於ける政府の職掌、及び活動の範圍と云ふ問題に就いては、斯の如き最高社會的目的に對して貢献する程度に依つて、功利的に、之を決定せなければならないのである(67)。

(80) Leacock, S., Elements of Political Science (1921), pp. 338, 365.

(81) McBain, H. L., and Rogers, L., The New Constitutions of Europe (1922), pp. 159 ff.

(82) 今日に於ては、亞米利加合衆國が、既に、歐洲政局から、手を引いて居るのであるからして、「同盟及聯合國」と云ふよりも、「同盟國」と云つた方が、寧ろ、適當であらう。

(83) Angell, N., The Fruits of Victory (1921), pp. 80, 81.

(84) 勞働規約は、聯盟規約と共に、今回の對獨、對墺、對匈、對勃及び對土平和諸條約に於

て、夫々、其一篇と爲つて、挿入せられて居る。此意味に於て、今回の平和諸條約は、何れも、單に、交戰國間の講和條約に非ずして、實に、世界平和の確立を目的とする所の平和條約である。

(85) The Nature of the State, p. 338.

(86) ἡ πόλις . . . γινομένη μὲν οὖν ς ον ζῆν ἕνεκεν, οὖσα δὲ τοῦ εὖ ζῆν.—Politics, I., 2. § 8.

(87) Willoughby, W. W., The Individual and the State, The Amer. Pol. Sci. Review, Vol. VIII, pp. 8 ff.

要するに、既に、以上に於て、述べた樣に、公共團體即ち國家の組織 (organization)、換言すれば、政府なるものは其政治的生活に取つて、必要缺くべからざるものであるからして、若し政治學にして、公共團體即ち國家を對照とするならば、當然、其執行機關たる政府をも亦、對照とせなければならない。即ち、政府の組織、職掌、及び其活動の範圍に關する具體的研究は、公共團體即ち國家其者に關する抽象的研究と共に、政治學の重要なる部分を占めなければならないのである。そこで、私は、此問題に就いて、更に、篇を改めて、詳說することにする。